

社内文書は何を語るか： 『改造社出版関係資料』への一視点

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 五味渕, 典嗣 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1299

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



社内文書は何を語るか

——『改造社出版関係資料』への一視点——

五味 渕 典 嗣

1 はじめに——社内文書の資料的価値

慶應義塾三田図書館が所蔵する旧改造社資料の画期性については、わたし自身のものも含め、すでに多くの言葉が積み上げられている。簡単に整理すれば、全体を概観するものとして、二〇〇六年の黒田俊太郎・三浦卓、二〇一〇年の柴野京子による紹介がそれぞれあり、黒田は別に、一九三〇年代以降の改造社出版物の原稿料・印税率関連の資料について報告している。⁽²⁾ 高榮蘭は、改造社の新聞広告出稿にかかわる資料を参照しつつ、円本バブル崩壊後に朝鮮・満州地域の市場開拓を目指した改造社の経営戦略と、朝鮮の言説の場で雑誌『改造』や改造社が担っていた記号性との懸隔に着意した考察を展開している。⁽³⁾ わたしは、高が注目した広告出稿価格の記録について、その発見の意義と多角的な検討の可能性に触れた他、謎めいた部分が少なくない改造社長・山本実彦の閲歴について、「東京毎日新聞」社主時代に注目した調査を行った。その他、刊行委員として参加した改造社資料DVD化プロジェクトの経験を、人文学研究の現在に接続する意図の小論を発表している。⁽⁴⁾

社内文書は何を語るか

いささか手前味噌めくが、これら一連の考察は、たんに改造社本体の研究にとどまらない成果を挙げている、と言つてよい。全三八六点・一二八四五画像を一四のグループに分類・整理し、個々の資料に解題情報を付す形で公刊された『山本実彦旧蔵 慶應義塾図書館蔵 改造社出版関係資料』DVD（以下、『改造社出版関係資料』）は、この資料が発見された二〇〇五年以後の研究の、ひとまずの総括と位置づけられよう。⁽⁵⁾

だが、翻つて考えたとき、現状に問題がないわけではない。旧改造社資料を対象としたこれまでの研究は、資料体に含まれる個別の／いくつかの文書・記録を選択的に取りだした上で、すでに一定の蓄積がある既知の文脈に接続するものや、回想や証言のレベルで語られてきた事柄の裏付け・憑拠に用いるものが中心だった。こうした検討は重要だし、旧改造社資料の意義の一つは確かにそこにある。だが、反省の念を込めて言えば、恐らくはさまざまな偶然が作用した結果として現在の形となつた旧改造社資料を総体として捉え、この資料体がどんな問いを開示するのかという総合的な検討は、いまだ十分とはいえない状況である。

もちろん、それなりの事情もある。まず挙げるべきは、この資料体に固有の特質である。何度も言及されてきたしわたしも言及したが、旧改造社資料は、基本的には社内で保管・蓄積された文書の集合体である。その中には、会計・経理に關係するものや山本実彦個人の資産にかかわるもの等、社内でもごく限定された人間にしかアクセスできなかっただろう文書が含まれている。すなわちそれらは、特定の担当者によつて作成・管理されていた、きわめて属人性的の強い資料なのだ。とすれば、それらについては出版・メディア研究の専門家だけでなく、経済史・経営史の研究者を交えた多角的な解析と検証が求められよう。旧改造社資料の公刊によつて、今後そうした協働も可能になるのではないか。

また、同じく資料体の特質にかかわることだが、旧改造社資料には、日常業務の痕跡と思われる断片的な記録も少なくない。改造社は明らかにワンマン体質の中小企業だったが、二〇世紀前半の日本語メディアを代表する重要な書籍・雑誌出版社でもある。他ならぬこの資料体が実証したように、その影響は、日本語言説の流通する広範な圏域に及んでいた。

そうした企業活動の過程で作成されたであろう、各部署のルーティン・ワークに関連すると思しき断片や心覚え、内部調査のためのメモ書きめいた資料が、あちこちに散見されるのである。

本稿が着目するのは、後者のような社内文書たちの存在である。基本的にはこれらは、一定の役割を終えれば廃棄されてしまう類の文書・記録ではない。だが、一見雑多な集合にも見えるこうした資料たちにも、改造社が経験した歴史は、確実に刻まれている。考古学者の仕事は、たんに過去の遺物を掘り出すことではない。肝要なのは、収まる文脈を欠いたままに見出されてしまったモノたちが、しかるべき価値を語り出すだけのタブローを想像し創造することに他ならない。DVD化され、研究資料として登録された旧改造社資料の総体を視野に収め得るコンセプトを提案すること。それが、本稿におけるわたしの目標である。

2 改造社員たちの日常

『改造社出版関係資料』が収録した社内資料には、改造社の勤務の実態や、働く者たちの表情を髣髴とさせる記録も残されている。一例として、資料302「雑誌編集経費に関するメモ」を見てみよう（以下、資料の番号はDVDによる）。この資料には「1月号」「2月号」という文字が記されただけで、刊行時には年代の特定ができなかった。だが、改めて他の資料と照合したところ、ここに挙がる数字は、資料310「昭和18年度会計・収支に関する記録」所載のそれと一致していた。資料302はおそらく、一九四三年一・二月号の改造社刊行雑誌の編集経費にかかるメモ書きであり、資料310を作成する際の基礎資料に相当するものだろう。

資料302のメモ書きには、「原稿料」以下の経費を費目ごとにまとめたと思しき数字が列挙されている。「交通費」とある部分には、少年社員——改造社にこう呼ばれる従業員がいたことも重要だ——を含めた各編集部の陣容と移動にかかった

経費が、各個人ごとに一銭単位で記されている。合わせて参照したいのが、資料384「木佐木勝 交通費請求に関するメモ」である。日本出版史上忘れがたい書物である『木佐木日記』（全四巻、現代史出版会、一九七五〜七六）で知られるこの人物は、中央公論社を退社後、一九三三年に改造社入社、主に出版部に在籍した（戦時期には改造文庫主任）。やはり一九三〇年代後半〜四〇年代初めのものと推測されるこのメモ書きからは、木佐木が日を置かず複数の著作者を訪問し、印刷所廻りをしている様子を了知できる。加えて、恐らくは木佐木の自筆で移動にかかった経費が精細に書き込まれ、会計担当者と思われる第三者の手で、金額がチェックされていた。

元社員の水島治男は、毎号の執筆者が五〇人前後いた『改造』では、数人の編集部員が分担する関係上、「一人の筆者に一人が一日中かかっているわけにはいかない」ので、「一日に三回くらいは催促にいつて、また明日来ますということ」で、ねずみが餌を運ぶように、二枚でも三枚でももらってくる習慣⁽⁶⁾だった、と書いている。この方式が、水島が誇るような編集作業の「合理化」「近代化」と言えるかは疑問だし、用紙事情が逼迫していた一九四三年段階では、それほど多くの著作者とかわることもなかったろう。しかしこの記録は、戦時下にあつてなお、編集担当者と著作者とのインフォーマルな場面を含む濃密な関係性が依然として保持されていたことをうかがわせる。

ただしそれだけに、社員たちの労務管理は一筋縄ではいかなかったようだ。そのことを示すのが、資料377「雑書綴」に収められた「改造社日直表」である。ここで言う「日直」とは、日曜・祝日に出勤し、各種問い合わせに対応する担当者を指すらしい。この「雑書綴」には、一九四一年〜四三年分の「日直表」が各一枚ずつファイリングされていたが、パラとページをめくっていると、次のような「回章」に出くわす。

回章

日曜及祝祭日に於ける日直に就き左記のこと爾今御励行相成度

一、日直当番者は定刻通り出社し其責務遂行のこと

二、止むなき事情のため代直依頼の場合は代直者の氏名を前以て支配人に申出で承認を受くべきこと

昭和十六年十二月一日

支配人

ここでの「支配人」とは、山本実彦の実弟で、長年社の経営を支えた山本三生のこと。⁽⁷⁾ 想像するに、いるはずの日直が社に不在だったことが何度もあったのだろう。同じ「綴」には、同じく支配人名で、出勤時間を守らない社員を念頭に、誠意が感じられない勤務が続けば「泣いて馬謖を斬る」事態にもなりかねぬと警告した通知文もあった。どうにも大げさだが、気持ちの伝わる文面ではある。『文芸』の編集者だった木村徳三は、改造社の入り口に「ガチンコ」と呼ばれたタイム・レコーダーが鎮座していたが、「編集部員は、ほかの社員のように出退のタイムレコーダーを朝夕に押さずに、退社時だけですんだ」と回想している。⁽⁸⁾ これを「編集部特権」と呼ぶ木村は、山本実彦に対する企画立案・情報提供義務の見返りだったと述べているが、こうしたありようは、社内に待遇格差への不満を生んだものではあるまいか。比較的裁量的な勤務を許されており、著作者と日常的な接触を重ねていたがゆえの自負もあった編集担当の社員と、それ以外のセクションの従業員との摩擦・軋轢を想像させる資料とも映る。

ところで、「日直表」以下の一連の資料は、「雑書綴」と題されたファイルに綴じられていたと書いた。この他にも『改造社出版関係資料』には、社内文書を種別ごとにまとめたらしき綴りがいくつか存在している。特に文書の量が多いものとして、以下の四点を挙げておく。

(ア)「削除二関スル書類」(資料233、収録文書の日付は一九三三・九・二六〜一九四三・七・二三付け。画像数全一一三コマ。以

社内文書は何を語るか

下同様

(イ)「社団法人日本出版文化協会関係 出版配給関係文書綴」(資料280、一九四一・一・一六〜一九四四・九・二付け。全二六九コマ)

(ウ)「文書綴 照会・回答・参考」(資料376、一九三八・一・三二〜一九四四・九・一付け。全六六八コマ)

(エ)「雑書綴」(資料377、一九四一・三・一五〜一九四四・一〇・一一。全四三〇コマ)

これらの「綴」はいずれも、おおよそB5サイズの白い厚紙で表紙・裏表紙が作られ、しっかりと紐綴じされていた。基本的には日付の新しい文書・記録が上から重ねられる形で作られているが、厳密に整序されているわけではない。文書のサイズによっては、折りたたまれていたりものや、他に貼り合わされているものもあつた。それぞれの表題は内容ごとの区分を示すようだが、必ずしも一貫はしていない。検閲の事後処理にかかる記録が(ア)以外のファイルに収められている例が散見されるし、日本出版文化協会関係の文書は(ウ)にも(エ)にも存在している。(イ)の表題には「出版配給関係」とあるが、日本出版配給株式会社関係のものはほとんどない。(ウ)(エ)に収録される文書の境界も曖昧で、内容・部署・担当者ごとに整理されているわけでもないようだ。

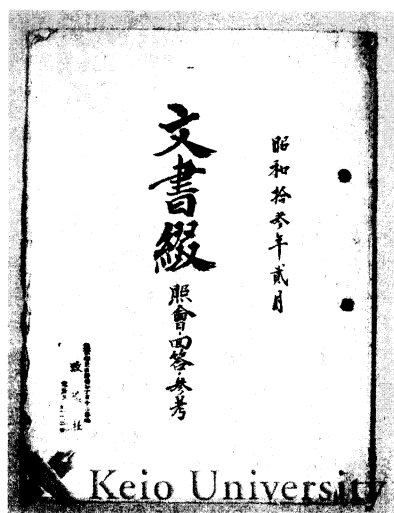
どうにも杜撰な文書管理と言わざるを得ないが、注意したいのは、ファイルされている文書の作成年代に一定の偏りが見られることである。先に挙げた四つの「綴」が、一九三〇年代後半から一九四四年の〈自主廃業〉直後に至るまで、ほぼ並行して作成・保管されていたことを確認したい。なぜこの時期の文書のみが大量に、しかもファイルに一括されて残ったかはよくわからない。いくつかの偶然が作用したとも考えられるし、改造社をめぐる敗戦後のゴタゴタを考慮すれば、これらが別して取り出され、移動・保存の対象とされた可能性もある。このことは「大正八年の改造社発足当時」の資料がほとんどない代わりに、日中戦争期から「昭和十九年の〈自主廃業〉の期間のものが大半を占める」という、『改造社

出版関係資料』自体の特質ともかわる問題だろう。⁽⁹⁾

だが、少なくとも一つ、言えることがある。一連のファイルに投げ込まれていった書類たちが作られ・用立てられた時期は、書籍・雑誌の出版活動に際して、かつてないほどの規模で大量の文書が行き交った時期にあたっている、という厳然たる歴史的な事実である。

3 戦時体制下の改造社

先掲の(ウ)資料376「文書綴 照会・回答・参考」(写真1)には、戦時期における出版業者の活動の一端をうかがわせる資料がいくつか見受けられる。例えば、軍との連絡・交渉のありようをうかがわせる、中国戦線への従軍に関連する記録の類が残されていた。



【写真1】資料376「文書綴 照会・回答・参考」(慶應義塾図書館蔵)

改造社は、特派員という名目で、多くの文学者・文化人を戦場に派遣していた。だが、戦地に赴くためには、軍の許可が必要となる。所定の書式にもとづいて、文書による申請・届出がなされ——「文書綴」には、一九三八年・一九三九年版の書式サンプルが収録されていた——しかるべき部署で受理され判断されて、許可が必要なものには決裁の結果が回送される。文書を提出した側も、手続きを遺漏なく行ったことの徴証として写しを保管し、記録にとどめておくだろう。ここにファイルされた芹沢光治良、立野信之、中山省三郎、三好達治、湯浅克衛ら

の従軍申請書類は、改造社側の控として残されたものと推測できる。これ以外にも軍は、社員の従軍（記者）歴の調査や応召した社員の履歴の照会など、多くの文書を発信している。

三瀬利之は、官僚制を「文書に基づく単一支配的な行政」と定義したマックス・ウェーバーを引きながら、「その語源（bureau 書き物机の政体 cracy）からも明らかなように、官僚制は「元来「文書」や「書くこと」と関係が深い」と言っている。⁽¹⁰⁾その意味では、大西巨人『神聖喜劇』（光文社、一九七八～一九八〇）が『軍隊内務書』を象徴的なアイテムとして問うたように、軍とは巨大な官僚機構に他ならない。しかも日本帝国の戦時体制とは、こうした官僚的なシステムが肥大化し、社会のあちこちに浸透した時期にあたっている（それが機能したかどうかは別の問題だが）。周知のように、この議論に先鞭をつけたのは、一九九〇年代の山之内靖らの研究である。山之内は、第二次世界大戦を戦った国々は、政治体制の如何を問わず「総力戦体制による社会の編成替え」を経験しており、日本においても、戦時動員体制の実現を目的とする社会の機能主義的な再編成が進行した、と主張する。⁽¹¹⁾この問題提起を踏まえた額瀨厚は、狭義の国家官僚に焦点化しつつ、五・一五事件以後、政権と議会政党とが直接に連動しなくなった政治バランスの中で、必ずしも利害の一致しない政府・軍・経済界の調整役として官僚グループがプレゼンスを増していたこと、特に資源・人材の軍事部門への集中を迅速かつ効率的に行おうと念願していた軍が既存の官僚機構に依存し、両者がいわば（抱き合って）いったことに注意を促している。⁽¹²⁾加えて、額瀨の議論で興味深いのは、「総力戦システム」が、短期的な政策立案と各種の調整業務や煩雑化する一方だった事務作業の処理のために、各方面の知識・技術を有するテクノクラートを大量に必要としたという指摘である。

よく知られているように、日中戦争以降、文学者を含む知識人が、政府や軍とかかわりの深い公的な組織に、嘱託などの形で相当数入り込んでいる。三木清の昭和研究会参加や、岸田国士の大政翼賛会文化部長就任が代表的な例として想起されるが、彼らの他にも、官制団体や半官半民の組織にかかわったり所属したりした知識人は少なくない。従来の文学や文化の研究は、こうした事態を個々の書き手の国家権力に対する転向・屈従という枠組で論じることが多かった。場合に

よつては、不利な情勢をやり過ごし、サバイヴするための隠れ蓑だったかのように語られた。だが、この時期の知識人たちの振る舞いを、総力戦体制に包摂された言葉のテクノクラートとしての技術・知識の供与というコンテキストで考えることも可能であろう。この問題は、いずれ別稿を期したい。

ところで、吉田則昭は、資源としての紙に着意した戦時期の情報統制政策が、一連の戦時経済システムのヴァリエーションとして考案された可能性を示唆している。⁽¹³⁾ 事実、出版業界にとつての戦時体制Ⅱ《出版新体制》では、言説の生産調整にあたって、ひどく官僚的で、ある意味では技術的・工学的とも言える方法論が援用されていた。

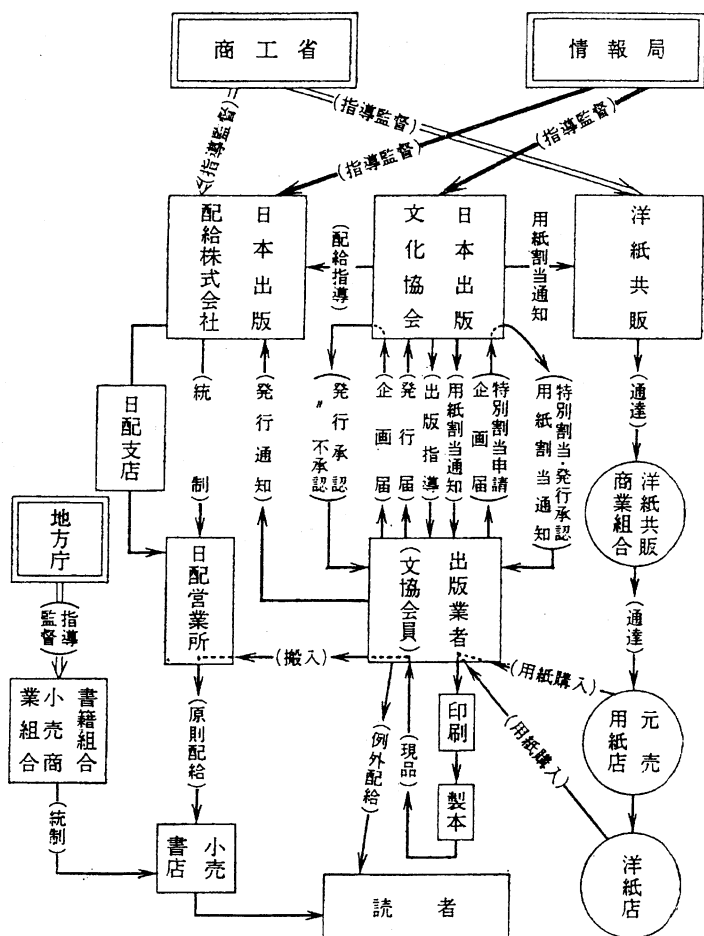
概括的に言えば、『出版新体制』は、第二次近衛文麿内閣時の《新体制運動》の一環として構想された。近衛は、一九四〇年七月の首相就任当初から、内閣の下での情報宣伝政策の一元化を企図していた。彼の目論見は既存各省庁・部局の抵抗もあつて難航したが、一九四〇年二月六日、従来の「内閣情報部」の機構を拡充する形で、内務・外務・陸海軍・通信各省の情宣ならびに検閲事務を統合した組織として「内閣情報局」が発足する。⁽¹⁴⁾ この動きと並行して同年九月、當時の内閣情報部の肝煎りで「出版新体制準備委員会」が召集され、情報局設置のわずか一〇日後に「民法上の一社団法人」ではあるが「実践的に官民一体の活動を行う」（『日本出版文化協会業績（昭和十六年度）』『書籍年鑑 昭和十七年版』協同出版社、一九四二）業界団体として、「日本出版文化協会」（文協）が創設される。さらに、一九四一年五月には、文協の監督下で出版物の流通を一元的に差配する国策会社「日本出版配給株式会社」（日配）が誕生する。《出版新体制》は、この三者を中心に、言説の生産・流通・販売を一本の線に貫くシステムの構築を目指したのである。

柴野京子は、この日配の誕生が、「世界最高」と称された敗戦後の出版流通体制に決定的な影響を与えたと論じている。⁽¹⁵⁾ しかし、むしろわたしは、出版業者の自主的結合という建て前をとった文協に、出版用紙統制にかかる非常に大きな権限が与えられた事実に留意したい。そもそも出版用紙の統制は、一九三七年以降、商工省の所管事項として行われてきた。

だが、一九四〇年五月の段階でこの業務は、内閣に設置された「新聞雑誌用紙統制委員会」に移管されている。文協は、情報局の指導・監督下で、新聞を除くすべての出版物について、この委員会が審議する原案の作成を担うとされたのである。文協は、出版用紙の配分を実質的にコントロールする権限を掌握したわけだ。

見逃せないのは、文協がこうした責任の重い実務を円滑に進めるために、徹底した文書主義を採用したことである。(図1)に示したのは、『出版新体制』下での出版物の発行・配給と用紙割当機構の関係図だが、注意すべきは、個々の出版業者・文協会員と文協との関係である。この二者の間で、相当な量の文書がやりとりされたであろうことは明白である。文協は、「良書優先を原則とする可動的な用紙割当」を目指すという理由から、各業者の過去の刊行図書をジャンルごとに決められた比率に掛け合わせて用紙使用の「実績」とし、それをもとに割当を行つたが、その一部は、文協の審査・査定を通過しなければ使用できないとした(査定割当)。また、割り当てられた用紙以上の出版活動を行うためには、「優良な企画」のみに配分される、特別割当申請が必要だとした(特別割当を認められた企画は、機関誌『出版文化』誌上で逐一紹介された)。

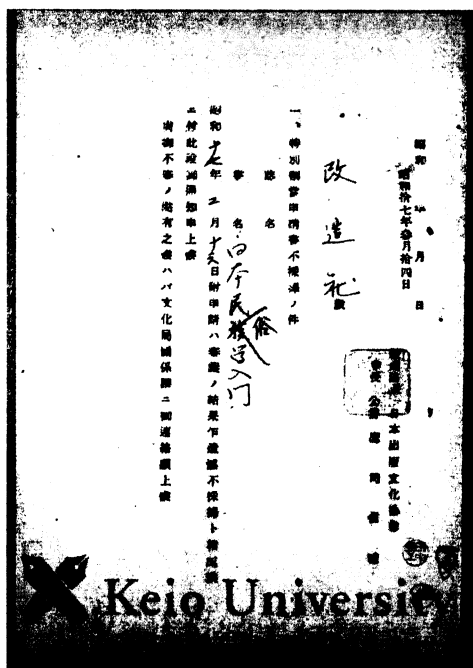
それだけではない。面倒なことに文協は、会員業者・団体に、書籍・雑誌にかかわらず、あるいは初版・重版を問わず、すべての出版行為に対して「企画届」の提出を義務づけた。この「企画届」は、週一回のペースで開催される文協の「査定会議」に上程されるものである。許可を受けてはじめて本作りができる査定割当・特別割当の場合だけでなく、出版業者の自主的な使用が許された分(基準割当と呼ばれた)を用いる企画であっても、内容によつては出版を許可しないという脅しもかけられていた。そして、雑誌・書籍を問わず、発行の都度ごとに製本一部と「発行届」の提出を求められ、かりに完成した本と企画届の内容に齟齬が生じた場合には、その旨の記載が必要とされた。加えて、会員業者・団体は、月ごとの出版実績を記入した「出版報告書」の提出まで要求された。これだけの数の形式的な書類の作成作業が、出版業に従事する者たちにとつてのルーティン・ワークに加わつたのだった。



【図 1】 戦時下の出版用紙配給関係図

(香内三郎「情報局の機構とその変容」(『思想』1961.5)による)

先に見た(イ)「社団法人日本出版文化協会関係 出版配給関係文書綴」には、改造社が提出した企画の結果通知が、合わせて一一点収録されている。内訳は、特別割当申請の不採択通知が八点と査定割当申請の採択通知が二点、不採択通知が一点である。一一点のほとんどが一九四二年前半期のものであるのは、あまりに数が多すぎて、それ以後は保存の必要なしと判断されたのだろう。一例、『日本民俗学入門』なる書物の不採択通知を示す(写真2)。こうした文書にありがちだが、通知の文面に決定の事由が書かれることはない。一応の問い合わせ先は掲げているが、あくまで照会であつて、異議申し立てができるわけでもない。どうにもそっけないこれらの紙片を眺めていると、わたしはつい、さまざまに思いをめぐらせてしまう。これらの書物の書き手や編集者たちは、自分たちの力ではどうにもならない通知までの無為の時間を、いったいどんな思いで過ごしていたのだろうか。



【写真2】「特別割当申請不採択通知」

(資料 280「社団法人日本出版文化協会関係」綴内、
慶應義塾図書館蔵)

戦時体制下での出版活動は、それまでとは比較にならないほど大量の文書の作成を必須のものとした。文協との関係で言えば、どんな理由で・どんな出版企画を立て・どんな書き手に・何を書かせるかについて、一定のフォーマットに則った文書を作り、一定の期日までに提出した上で内容の審査を受けなければならなかった。既述のように、用紙の割当は前期実績からカウントされるから、いきおい、文協の査定を通りやすい企画や本作りが優先されることは明白だ。

どうにも身につまされる話なのだが、『出版新体制』下では、形式化された文書の作成をなかだちに、出版にかかわる者の自発性・能動性を調達するテクノクラティックな方式で、言説の生産調整が行われていたのである。

4 散乱する書類たちの中で

近年の日本語による人文学研究にあつて、検閲と言論統制にかかわる研究は顕著な展開を見せてきた。周知のように、山本武利を中心とするプロジェクトは、膨大な資料を博搜・整理しつつ、GHQ/SCAP検閲の実態を明らかにしてきた⁽¹⁷⁾。また、戦前期の内務省警保局を軸とした検閲システムについても、新出資料に依拠した浅岡邦雄・紅野謙介らの仕事が出始めている⁽¹⁸⁾。しかし、戦時体制下の言論統制については、数々の証言・回想こそあれ、意外なほど実態がわかっていない。その意味で、戦時下を生き、戦時下に一度死に追いやられた出版業者の業務実態を伝える『改造社出版関係資料』の意義は大きいと言えよう。大量の書類に埋もれながら活動することを強いられた当時の言説生産の担い手たちが、意識されざるレベルを含め、どんな力にさらされていたのか。その問いは、別稿で詳細に検討する必要があるだろうし、わたし自身、語らねばならないと思っている。

文協は、戦時体制下にあつて、内務省警保局を中心としたそれ以前の検閲システムとはいささか異質な、新たな権力装置として屹立したと考えてよい。内務省の検閲は、いわゆる〈内閲〉をめぐる経緯などに運用レベルでの揺れはあつたにせよ、基本的には刊行後に処分が決定されるものだった。書き手にしても出版業者にしても、そのことを前提に、表現の臨界にかかわる駆け引きをくり広げたのだった。だが、文協が実質的に掌握したのは、出版行為に不可欠な資源である。そもそも『出版新体制』下では、正規のルートで出版物を流通させたければ、すべからず文協という関門をくぐらねばならなかった。とすれば、文協の企画審査が、検閲以前の段階である種の言説を抑制し、別の言説にインセンティブを与え

たことは確実である。実際、検閲担当官の瓜生順良は、文協創設以後、検閲処分の件数が大きく減少した、と証言している（「検閲 処分件数の減少」『日本読書新聞』一九四二・六・一五）。後に文協は、幹部と関係の深い一部業者に用紙割当の便宜が図られているのではないかという不信を引き金として、深刻な内部対立に陥っていく。しかし、情報局を巻き込んで、より強力な統制団体・日本出版会への改組・再編を結果した一連の経過は、出版事業者にとって文協の権限がいかに支配的だったかを証拠付けるエピソードに他ならない。⁽¹⁹⁾

さて、先の四つのファイルの問題に戻ろう。そもそも、社内での日常的な業務にかかわる文書を別して保管するのは、何か先行事例を参照する必要性に迫られた場合や、業務の効率的な遂行のために文書の形式や処理の手順を記録することが重要と判断された事態が存在したことを物語っている。その意味では、（ア）「削除二関スル書類」が最も長期間にわたって、わかりあい整理された形で作成されていることは象徴的である。それ以外にも、各方面からひっきりなしに届けられる各種の問い合わせに際して、ある部署が社を代表して回答した情報が、他の照会に対する回答と齟齬を生まないように、情報の共有化を図るという目的があったのかもしれない。一定期間蓄積した記録の総体を何かのデータとして活用しようというアイデアが社内存在したとも考えられる。

ただし、『出版新体制』以前の改造社は、自社の業務にかかわる記録を大切に保管しておく必要性を、さして感じていなかったのではないか。わたしの見たところ、同じようなファイルがこの前後の年代にも存在していて、たまたまこの時期だけが残った、とは考えにくいのである。目当ての記録を見付けるためのインデックスもブックマークもないばかりか、大まかな類別化しか行われず、しかも必ずしも一貫していないという雑然たる「綴」のありようを見る限り、これ以前の改造社には、体系化された文書管理の仕組みは存在しなかったのではなかったか。とするなら、この四つのファイルは、『出版新体制』の下で、文書主義的な支配の力に直面することになった出版業者のとまどいを伝える痕跡のように、わた

しには見える。

『付記』本稿は、第12回図書館総合展・学術情報オープンサミットでの報告「社内文書は何を語るか——『改造社出版関係資料』を読む」(二〇一〇・一一・二五、於パシフィコ横浜)に加筆したものである。報告の機会を与えてくださった雄松堂書店関係者諸氏と、会場にて貴重など意見をたまわった方々に感謝したい。

なお本稿は、科学研究費補助金(若手研究(B)、課題番号21720074「《文学》の生存戦略——戦時下日本語文学の再審に向けて——」)による研究の成果である。

註

- (1) 黒田俊太郎・三浦卓「旧改造社関係資料の概要と可能性——〈自主廃業〉時の会計整理に関するものを中心として」『昭和文学研究』二〇〇八・三、柴野京子「公刊された『改造社出版関係資料』について」『出版クラブだより』二〇一〇・八・一。
- (2) 黒田俊太郎『改造社印税率の記録』の概要とその意義」『三田国文』二〇〇六・一二。
- (3) 高榮蘭「出版帝国の「戦争」——一九三〇年前後の改造社と山本実彦『満・鮮』から——」『文学』隔月刊、二〇一〇・三、四。
- (4) 五味渕典嗣「旧改造社関係資料から何が見えるか——メディアという表象とイデオロギ―」『日本近代文学』二〇〇七・一二、同「山本実彦年譜考——「東京毎日新聞」時代を中心に——」『大妻国文』二〇〇九・三、同「デジタル・アーカイヴと研究者のスキル——『改造社出版関係資料』の経験から——」『昭和文学研究』二〇一〇・九。
- (5) 慶應義塾図書館改造社資料刊行委員会『山本実彦旧蔵慶應義塾図書館所蔵 改造社出版関係資料』(DVD、雄松堂出版、二〇一〇)。なお、DVD化にあたって刊行委員会が採録範囲の検討を行ったが、かつての社員のプライバシーにかかわる情報や、すでに他の刊行物に収録されている文書、図書館等で参照可能な印刷物などを除いた、改造社の企業活動と社主山本実彦に関連するほとんどの資料を網羅している。
- (6) 水島治男『改造社の時代 戦前編』(図書出版社、一九七六)。

社内文書は何を語るか

(7) 山本三生(一八九二〜一九四八)は実彦の三弟。改造社が日本出版文化協会に提出した書類によれば、警視庁・静岡県警を経て、一九二五年に改造社入社。一九三二年以後、支配人としての職務を担当していた。改造社には当初、実彦の次弟・重彦が在籍、一九二一年以後「支配人として経営に参加」していた(松原一枝『改造社と山本実彦』南方新社、二〇〇〇)。重彦は一九三六年に急逝している。

(8) 木村徳三『芸芸編集者 その足音』(TBSブリタニカ、一九八二)。

(9) 前掲、黒田・三浦論文。関忠果他編『雑誌「改造」の四十年』(光和堂、一九七七)によれば、中央公論社の嶋中雄作・改造社の山本実彦が情報局に呼びつけられ、「自発的廃業すべきむねを言い渡された」のが一九四四年七月一〇日。資料259「貸口精算にかかわる記録」の日付が七月一日、芝税務署長宛の改造社廃業届(資料377「雑書綴」内にあり)は七月一日付けで、あまりの性急さに驚かされる。なお、先の黒田・三浦論文は〈自主廃業〉時の経理操作に不自然な点があることを示唆しており、この資料の成り立ちを考える上で興味深い視点を提示している。

(10) 三瀬利之「近代官僚制の文書主義——文書機能論からみたその合理性」(齋藤晃編『テクストと人文学 知の土台を解剖する』人文書院、二〇〇九)。

(11) 山之内靖、ヴィクター・コシユマン、成田龍一編『総力戦と現代化』(柏書房、一九九五)。

(12) 額綱厚「戦時官僚論——植民地統治・総力戦・経済復興」(『岩波講座アジア・太平洋戦争2 戦争の政治学』岩波書店、二〇〇五)。

(13) 吉田則昭『戦時統制とジャーナリズム 一九四〇年代メディア史』(昭和堂、二〇一〇)。

(14) 内閣情報局設置の経緯については、内川芳美・香内三郎「日本ファシズム形成期のマス・メディア統制(一)」『思想』一九六一・七、奥平康弘編『戦前の情報機構要覧 言論統制文獻資料集成 第二〇巻』(日本図書センター、一九九二)を参照した。

(15) 柴野京子『書棚と平台 出版流通というメディア』(弘文堂、二〇〇八)。

(16) 改造社は、一九四二年八月に柳田国男・関敬吾著として同名の書物を刊行している。特別割当申請に採択されなかった企画でも、基準割当用紙による刊行は認められていた。この書籍については、そうした処置が取られたものと推測される。

(17) 代表的なものとして、山本武利他編『占領期雑誌資料大系 大衆文化編』(全五巻、岩波書店、二〇〇八〜二〇〇九)、同『占領期雑誌資料大系 文学編』(全五巻、岩波書店、二〇〇九〜二〇一〇)がある。

(18) 浅岡邦雄「検閲本のゆくえ——千代田図書館所蔵「内務省委託本」をめぐって」、『中京大学図書館学紀要』二〇〇八・五、紅野謙介『検閲と文学 1920年代の攻防』(河出ブックス、二〇〇九)。

(19) 文協の「改革」をめぐる対立の経緯については、帆刈芳之助『文協改革史』、赤穂高義「文協事件」聞書き(いずれも『戦時占領期出版関係資料集2 出版文化 別巻』金沢文圃閣、二〇〇四)を参照した。